

自治なくして分権なし

佐藤 克 廣

本誌昨年一二月号に神原顧問が「札幌市の市民自治の未熟さ」について言及されている。内容について全面的に同意するものである。とはいえ、札幌市民として私自身どれほど市民自治確立に貢献したかについては、反省の弁を述べざるをえない。「札幌市自治基本条例」に基づく市民自治推進会議に加わった際には、同条例第二十一条に規定されている「市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする」を根拠に市民参加条例制定を求めたが、条例制定どころか、条例制定にながら検討の道筋さえつけられなかった。

制定前に関わった「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」別名「石狩市市民の声を活かす条例」の検討過程では、石狩市民、石狩市役所職員の皆さんと有意義な時間を過ごさせていただいた（本誌二〇二一年一〇月号掲載の佐々木隆哉・佐藤克廣「自治の先駆者に訊く 20年目を迎える石狩市市民の声を活かす条例」そのあゆみとこれからの市民参加とは」を参照）。それとは大違いで、札幌市民としての力のなさを痛感した。

松下圭一氏は「日本の市民は、〈市民自治〉という政治の考え方を一九六〇年代までかたちづけることができなかった」（『日本の自治・分権』岩波新書、一九九六年、一三〇頁）と述べている。その後松下氏の言う「オカミ崇拜の政治文化」は潰えた、あるいは少なくとも縮小に向かい、〈市民自治〉がそれに代わ

るように成長してきたと言えるであろうか。私の見立ては否である。（二〇〇〇年分権改革）以降も〈市民自治〉はそれほど当たり前のものとして受け入れられては来なかったように見える。自治体職員も含め〈統治型・官治型政府〉意識には根強いものがある。（市民の政府）への意識転換、松下氏の言う〈市民文化〉は実現しているとは思えない。

〈市民文化〉〈市民自治〉が成熟していないところに〈地方分権〉が導入されても、それは単なる行政活動の仕分けに終わってしまう。分権を受け入れる側、特に役所は、青天の霹靂のように降りてきた業務がどのように地域住民に役立つか考えるいとまもなく、事務をこなすことに集中せざるをえない。〈市民自治〉がある程度成熟していれば、自治体職員も住民とともに地域の課題を自らのものとして捉え、どのような方策がその解決に役立つのかを日頃から考察することになる。それが常態となれば、分権化された業務のどこに重点を置くか、業務のどのような組み合わせが地域にとってよりよいものであるのかについての感覚が養われる。しかし、職員が単なる業務遂行マシンとなつて、淡々と業務をおこなっている場合には、分権は「余計な業務を増やすこと」以外に受け止めようがなくなる。結局のところ、役所は住民にも不評を買うことになる。

〈市民自治〉は、あるとき突然に可能とな

るものではない。日頃からの小さな積み重ねが必要である。市民参加条例の制定を拒み、市民の声を活かす機会をみすみす逃してしまうようでは、〈地方分権〉が進んだところで自治体は豊かにはならない。もちろん、〈市民自治〉は単なる人々の意見の寄せ集めや多数意見の集約を意味するものではない。漠然とした言葉遣いになるが、一人一人の生き方、個人の自治を認めること、つまり人権を第一に優先した自治となる必要がある。そのためには、松下氏の言う〈市民訓練〉が必要なのである。市民の声を雑音ないし不協和音として拒否する姿勢では〈市民訓練〉もできないし、もちろん〈市民自治〉は実現できない。

〈市民自治〉が定着してこそ、分権がようやく意味を持つものとなる。（地方分権）だけでは自治体は、やっかいな業務の押しつけられ先に墮してしまう。内容如何をとなければ〈地方分権〉は受け入れられてきたように見えるが、残念ながら辺野古埋め立て地域への国の代執行という目を覆うばかりのおぞましい事態が生じている。沖縄県民の多くの声を無視した蛮行「いじめ」である。

国政の動きをみていくと、こうした「いじめ」の構図は今後増えていくのではないかと危惧せざるをえない。グローバル化もデジタル化も災害対応も否定するつもりは毛頭ない。行き当たりばったりの張りぼて政策に終わってしまったわなないことを祈るしかないが、それらが意味のある施策となるためには、〈市民自治〉が欠かせないのである。

末筆で恐縮ですが、能登半島地震によって甚大な被害に遭われ、依然として地震・津波の影響を受けておられる皆様には衷心よりご冥福とお見舞いを申し上げます。

（ささく） かつひろ・北海学園大学教授／当研究所理事長